

令和5年第2回  
朝霞市農業委員会総会議事録

令和5年2月27日

朝霞市農業委員会

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回朝霞市農業委員会総会	
開 催 日 時	令和5年2月27日（月） 午後3時00分から 午後3時38分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所別館2階 全員協議会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	令和5年第2回朝霞市農業委員会議事日程	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

令和5年第2回朝霞市農業委員会総会

令和5年2月27日（月）

午後3時00分から

午後3時38分まで

市役所別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

5番 富岡 勇一委員      6番 高野 正芳委員

3 提出議案

議案第3号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第4号 農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請承認について

議案第5号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第6号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第8号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

4 諸報告

(1) 報告第2号 会長専決について

(2) その他報告

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（19人）

会	長	高橋	隆
会	長 代	理	秋山 磨弥
委	員	橋本	弘明
委	員	栗原	昌章
委	員	石原	実
委	員	富岡	勇一
委	員	高野	正芳
委	員	渋谷	昇
委	員	金子	靖彦
委	員	渡邊	忠
委	員	高麗	俊一
委	員	高橋	秀明
委	員	千田	理恵子
委	員	野島	一
委	員	須田	哲也
委	員	蕪木	勝美
委	員	高野	政江
委	員	浅川	秀雄
委	員	小寺	昌

欠席委員（1人）

委	員	高橋	吉久
---	---	----	----

---

事務局

事	務	局	事 務 局 長	星加	敏昭
事	務	局	局 次 長	増田	高志
事	務	局	専 門 員	有賀	雄一

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### ○開会

#### ○事務局・星加事務局長

皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、これより、令和5年第2回朝霞市農業委員会総会を開催致します。

開会に当たりまして、会長から御挨拶を申し上げます。

会長、お願いいたします。

#### ○高橋会長

皆さんこんにちは。本日は第2回農業委員会総会にお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

明日で2月もおわりということで、気温のほうも上昇してきており、日ごとに暖かくなって春を迎えるのではないかなと思っております。コロナウイルス感染者のほうもずいぶんここにきて減少しており、各地でイベント等も再開されたり、観光地等でもずいぶんと賑わいをみせているようがございます。ただ、どこにおいてもそうなんでしょうけれど、エネルギー価格の高騰により、燃料だとか、肥料・農薬・その他諸々、全ての面において物価が上昇して大変ご苦労されているかと思っております。何とか農協さん等とでも対応してうまく乗り切るものを共有してやっていただければと思います。

それでは、本日も提出議案が6議案ほどございます。いつもよりちょっと件数も多くて時間をいただくかと思っておりますけど、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○事務局・星加事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を、会長よろしくお願いいたします。

#### ○高橋会長

本日の出席委員は、20名中19名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

### ◎議事録署名委員の指名について

#### ○高橋会長

初めに、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

5番、富岡勇一委員と6番、高野正芳委員のお二人にお願いいたします。

◎議案第3号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

○高橋会長

よろしければ早速ですが、議事に入らせていただきます。

議案第3号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・有賀専門員

それでは1ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

令和5年2月27日提出。

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。

大字岡字寺田■■■ 田 畑 729平方メートル

大字岡字寺田■■■ 田 畑 859平方メートル

譲受人、本町■■■■■■■■■■ ■■ ■■

譲渡人、本町■■■■■■■■■■ ■■ ■■

譲受理由、贈与。

譲渡理由、贈与。

譲受人耕作面積、17,550.53平方メートル。

家族数、4人。うち耕作者数3人。

調査説明委員、渋谷 昇委員。

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆。

以上でございます。

○高橋会長

それでは、議案第3号につきまして、渋谷 昇委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○渋谷委員

発表します。

農地法第3条の規定による許可申請の調査は2月20日に行って来ました。

土地の所有地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは、事務局の朗読のとおりです。

申請に際しては、農地法第3条第2項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該規定の制限に申請地並びに譲受人が該当するか否かについて申し上げます。

はじめに、農地法第3条第2項第1号に規定されております、農地を取得しようとする者またはその世帯員等が、今回の申請地を取得後にすべての農地を効率的に耕作できると認められるかどうか

かですが、譲受人は現在も所有する農地、すべて耕作されており、問題はないと考えます。

次に、同項の第4号に規定されている、譲受人またはその世帯員等が取得後において行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、譲受人の世帯は年間のほとんどを農業に従事しており、また、農業経営状況調査においても年間300日以上農業に従事していることが確認できます。

次に、同項第5条に規定されている、譲受人又はその世帯員等が50a以上耕作しているかどうかの下限面積要件につきましては、譲受人の世帯は約175aを耕作しており、法に規定されております下限面積以上の農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用に影響を及ぼすかどうかですが、申請地は、ブロッコリー等の露地野菜を作付けする予定とのことから、周辺農地に影響を及ぼす影響はないと考えます。

なお、通作距離につきましては、約10分であり問題はありません。

申請地の位置ですけれども2ページをお開きください。

この市役所から市役所通りを膝折方面に進み、本町1丁目交差点を右折します。城山通りを約1.9キロほど進むと、「城山公園前」という手押し信号があります。そこを左折し、坂を下りながら60メートルほど進んだ最初の十字路を右折し、90メートルほど進むと左に90度カーブしますが、その正面の三角形の畑と左側の畑が申請地です。

以上です。よろしく審議をお願い致します。

○高橋会長

では、議案第3号につきまして、何か御質問ございますか。

(なし、の声)

御質問が無いようですのでお諮りいたします。本件を許可とすることに、御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、議案第3号につきましては、許可と決しました。

◎議案第4号 農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請承認について

○高橋会長

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・有賀専門員

それでは5ページをご覧ください。

議案第4号 農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請承認について

令和5年2月27日提出。

番号1

土地の所在地、下内間木字高畑■■■■■■■

登記地目、畑 現況地目、畑

登記面積、445平方メートル。

申請人、大字下内間木■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■

転用目的及び施設の概要、貸駐車場敷地。

農地区分、2種。

調査説明委員、蕪木 勝美委員。

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆。

以上でございます。

○高橋会長

それでは、議案第4号につきまして、蕪木 勝美委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○蕪木委員

農地法第4条の規定による許可申請の調査は2月19日に行って来ました。

土地の所在地・地目・面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりです。申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であるため、農地法第5条第2項第2号に該当し、農地区分は第2種農地にあたりと判断いたします。

工事計画は本申請許可後から1か月間で行い、永久転用とのことです。

申請理由でございますが、申請者に対して申請地の斜め向かい側にある貨物運送業を営む法人から、受注量増加に伴い4トントラック3台を購入するにあたり、当該車両の駐車場として申請地を貸してほしいと要望があったとのことです。申請者は高齢で、農地の管理が困難になっていることから、申請地を転用後に貸与しようと、今回の許可申請に至ったとのことです。

農地法第4条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも転用目的は適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る造成費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書により確認できます。

計画面積が適当か否かについては、4トントラック3台分の面積が申請されており、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かについては、申請地は整地し、雨水を場内に浸透させるとのことです。また、敷地境界に沿って設置されている既存の土留め、擁壁はそのままとし、農地と接する東側の一部に土留め鋼板を新設し土砂の流出・崩壊等に対する被害の防除措置をとることから適当であると考えます。





○高橋会長

では、議案第5号につきまして、渋谷 昇委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○渋谷委員

農地法第5条の規定による許可申請の調査は2月20日に行って来ました。

土地の所在地・地目・面積・申請者の住所・氏名・転用の目的は、事務局の朗読のとおりで、申請地は、宅地化の状況が住宅や事業の施設等が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の区域にあることから、農地法施行規則第46条に該当し、農地区分は第2種農地にあたる判断いたします

工事計画は本許可申請許可後から3か月間で行い、永久転用とのことです。

譲受人は、根岸台4丁目に本社を置く建築業を営む法人です。現在は本町1丁目にある月極駐車場にダンプなどの車両を駐車していますが、当該駐車場は住宅地にあり接道する道路も狭いため、安全の確保に苦慮しており、近隣住民からの苦情も絶えない状況とのことです。また、敷地も狭く作業効率も悪いため、駐車場の移転を考え候補地を探していたところ、譲渡人の農地を売買することで合意したため、今回の申請に至ったとのことです。

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、

一つ目、第2種農地の許可条件である代替性の検討については、安全を確保しながら業務の効率低下を招かない場所及び保有車両を安全に駐車できる場所を朝霞市内を中心に探していたところ、本申請地が立地・面積等、条件を満たしていると判断し選定したとのことであり、問題はな

いと考えます。

二つ目、転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも転用目的は適当と判断されます。

三つ目、目的実現の確実性については、転用に係る土地代金、造成費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書・残高証明書により確認できることから、目的の実現は確実なものと考えます。

四つ目、計画面積が適当か否かについては、保有車両10台と従業員の通勤車両2台分の駐車スペースの面積が申請されており、適当と考えます。

五つ目、被害防除が適当か否かについては、申請地は農地と接していませんが、雨水等は場内浸透とし、隣接する土地とは、敷地境界線に沿って鋼板を設置することで、被害防除は適当であると考えます。

申請地の位置ですが、10ページをお開きください。

この市役所から膝折方面に進みまして、本町1丁目の交差点を右折しまして城山通り。約1.9キロほど進みますと「城山公園前」という押しボタン信号の交差点、先ほどのところがあります。そこを左折し、坂を下りながら120メートルほど進みまして2つ目の交差点を左折します、さらに70メートルほど進んだ先の交差点を右折し90メートル先の右側にこの申請地がありま

す。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○高橋会長

議案第5号につきまして、何か御質問はございますか。

(なし、の声) よろしいですか？

では御質問がないようですので、お諮り致します。本件を許可相当とすることに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、議案第5号につきましては、許可相当とすることに決しました。

---

◎議案第6号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

○高橋会長

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・有賀専門員

それでは13ページをご覧ください。

議案第6号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について  
令和5年2月27日提出。

番号1

土地の所在地、大字溝沼字池田■■■■■■■

登記地目、田、現況地目、畑

登記面積、266平方メートル。

借受人、志木市下宗岡■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

貸出人、溝沼■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

転用目的及び施設の概要、駐車場及び資材置場（敷地拡張）。

農地区分、2種。

調査説明委員、浅川 秀雄委員。

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆。

以上でございます。

○高橋会長

では、議案第6号につきまして、浅川 秀雄委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○浅川委員

農地法第5条の規定による許可申請の調査は2月17日に行って来ました。

土地の所有地・地目・面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりで、申請地は、宅地化の状況が住宅や事業の施設等が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の区域にあることから、農地法施行規則第46条に該当し、農地区分は第2種農地にあたりと判断いたします。

工事計画は本許可申請許可後から1か月間で行い、永久転用とのことです。

なお、譲受人は、志木市に本社を置き、申請地の隣に駐車場及び資材置き場を設け建築業を行っています。近年、受注が増加し、資材置き場の増設が必要となっていること、またもともと駐車場の駐車スペースが狭く、所有する3トンダンプ2台は敷地内に収まらず、隣接する普通車用の月極駐車場に駐車しているとのことで、資材置き場不足の解消及びダンプ2台を安全で他の駐車場利用者の迷惑にならない場所への移動を検討していたところ、譲受人の土地を借りることで合意したため、今回の申請に至ったとのことです。

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、第2種農地の許可条件である代替性の検討については、既存敷地の周辺で、業務の効率低下を招かない場所及びダンプ2台を安全に駐車できる場所を条件に探していたところ、条件に合った立地、必要な面積等、今回の申請地以外の場所を見つけるのは困難と判断し選定したとのことであり、問題はないと考えます。

転用目的が適当か否かについては、申請書に添付されている事業計画書からも転用目的は適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る造成費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書や残高証明書により確認できることから、目的の実現は確実なものと考えます。

計画面積が適当か否かについては、資材置き場及び3トンダンプ2台分の駐車スペースの面積が申請されており、適当と考えます。

被害防除が適当か否かについては、雨水等は場内浸透とし、隣接する土地とは、敷地境界線に沿って安全鋼板を設置するとのことで、被害防除は適当であると考えます。

申請地の位置ですが、14ページをお開きください。

朝霞市役所から膝折方面に進み、本町1丁目の交差点を右折し城山通りに入ります。700メートルほど進み溝沼6丁目交差点を左折し、市道1号線を志木方面に進みます。580メートルほど進むと左側にファミリーマートがあります。その手前の十字路を左折し160メートルほど進むと、右側に地目上は水路ですが、舗装されていない通路がありますので、そこを右折します。突き当たりは三中の校庭になりますが、その手前、右折してから50メートルほど進んだ右側に申請地があります。以上です。

よろしく審議をお願い致します。

○高橋会長

では議案6号につきまして、何か御質問はございますか。

(なし、の声) よろしいですか？

御質問がないようですので、お諮り致します。本件を許可相当とすることに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、議案第6号につきましては、許可相当とすることに決しました。

◎議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

○高橋会長

次に議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・有賀専門員

それでは17ページをお開きください。

議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

令和5年2月27日提出。

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、の順に上から申し上げます。

岡■■■■■■■■■ 畑 畑 1, 067平方メートル

岡■■■■■■■■■■■ 畑 畑 972平方メートル

岡■■■■■■■■■■■ 畑 畑 390平方メートル

岡■■■■■■■■■■■ 畑 畑 679平方メートル

岡■■■■■■■■■■■ 畑 畑 1, 146平方メートル

岡■■■■■■■■■■■ 畑 畑 299平方メートル

相続人、岡■■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■■

被相続人、岡■■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■■

相続開始年月日 令和4年6月19日

農業経営開始年月日 令和4年6月19日

証明を必要とする理由

被相続人及び農地等の相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者であること。

調査説明委員、渋谷 昇委員。

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆。

以上でございます。

○高橋会長

では、議案第7号につきまして、渋谷 昇委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○渋谷委員

相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する調査は、2月20日に行って来ました。土地の所在地、地目・面積、相続人・被相続人の住所・氏名などは事務局の朗読のとおりです。

この申請は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適用を受けるための適格者であることを証明するためのものです。

はじめに、相続人が農業を営む意志があるか否かについてですが、相続人が今後も引き続き農業を営んでいくとのことでございます。

次に、申請人の所有する農地は、「にんじん」や「ほうれんそう」などの露地野菜を栽培しており、すべて農地として利用されております。で、私の調査の時もですね、ちょうどにんじんの出荷のほうで忙しく働いておりました。

申請地の位置ですが、18、19ページをご覧ください。

この市役所から公園通りを根岸台方面へ750メートルほど進み、東上線の下をくぐった先の交差点を左折します。道なりに200メートルほど進んだ右側が1119番と1120番の1の畑です。さらにここから、岡方面へ250メートルほど進んだ先の十字路を右折し、「岡1丁目」交差点を直進します。すぐ左側に「セブンイレブン岡三丁目店」がありますので、そこから50メートルほど先の左側が945番3の畑です。残りの筆は、このセブンイレブン方面へ30メートルほど戻りまして、セブンイレブンの手前を斜め右に入ります。50メートル先の突き当りを右折し、さらに40メートル先のT字路を右折します。100メートルほど進み右側が945番1、左側が911番1と911番2の畑です。

以上です。よろしく審議をお願い致します。

○高橋会長

では議案7号につきまして、何か御質問はございますか。

(なし、の声) よろしいですか？

では御質問がないようですので、お諮りします。本件を適格者として証明することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、議案第7号につきましては、適格者として証明することに決しました。

◎議案第8号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

○高橋会長

次に、議案第8号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・有賀専門員

それでは22ページをご覧ください。

議案第8号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

令和5年2月27日提出。

番号1

土地の所在地、膝折町■■■■■■■

登記地目、畑 現況地目、畑

登記面積、565平方メートル。

申請人 東弁財■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ 東弁財■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■

買取り申出事由の生じた者 東弁財■■■■■■■■ ■■■ ■■■

買取り申出事由 農業の主たる従事者が死亡したため。

買取り申出事由が生じた日 令和4年10月27日

証明を必要とする理由 生産緑地法第10条の規定に基づき買取りの申出をするため。

調査説明委員、栗原 昌章委員。

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

以上でございます。

○高橋会長

それでは、議案第8号につきまして、栗原 昌章委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○栗原委員

生産緑地にかかわる農業の主たる従事者等についての証明願に対する調査は、2月18日に行って来ました。

土地の所在地・地目・面積、申請人・買取り申出事由の生じた者の住所・氏名、買取り申出事由・買取り申出事由が生じた日、証明を必要とする理由は事務局の朗読のとおりです。

今回の証明願の事項として、死亡した者が生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であったかどうかであります。生前、本人は露地野菜を中心に農業経営を行い、世帯の中心的役割を果たしておりました。

申請地の位置ですが、23ページをお開きください。

朝霞市役所から市役所通りを膝折方面に1.2キロほど道なりに進みます。突き当りの「膝折町2丁目」交差点を右折し200メートルほど進み、「膝折町1丁目」交差点を朝霞第一小学校方面に右折します。600メートルほど進むと、左側に朝霞第一小学校の校門があります。そこから、さらに30メートル先の右側の民家を通り抜けた先に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では議案8号につきまして、何か御質問はございますか。

(なし、の声) よろしいですか？

では御質問がないようですので、お諮りします。本件を生産緑地に係る農業の主たる従事者として認定することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないようですので、議案第8号につきましては、生産緑地に係る農業の主たる従事者として認定することに決しました。

---

◎諸報告

○高橋会長

次に、諸報告を行います。

報告第2号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。その他の報告についても事前に配布しております。

---

◎協議事項

○高橋会長

次に、協議事項に移ります。

次回の農業委員会総会の日程についてですが、3月27日月曜日、午後3時からです。場所は、市役所別館2階の全員協議会室となります。

---

◎閉会

○高橋会長

本日の日程は、これで全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年第2回農業委員会総会を終了いたします。

ありがとうございました。



上記議案の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

5 番委員 富岡 勇一

6 番委員 高野 正芳

令和5年2月27日

議 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印